

## 指定管理者の選定評価について



## 指定管理者の選定評価について

### 1. 指定管理者選定にかかる価格評価について

選定評価は、価格評価とサービス水準等の評価（価格以外の項目の評価）を併せた全体の評価点で行う。

価格評価は、標準的な配点を全体の5割として、以下の考え方によつて、必要に応じて全体の2割の範囲で配点を増減し、評価することとする。

#### 1) 価格評価の割合を増やす場合

一般的に、管理運営の手法やノウハウの差によって、提供されるサービスの水準が変動する余地が少ないと考えられ、運営経費（指定管理料）を重視する施設。

#### 2) 価格評価の割合を減らす場合

価格面よりも提供されるサービスを重視し、その質や内容を十分に評価することが、公的責任の確保にとって重要と考えられる施設。

### <価格評価点の算出>

#### 1) 指定管理料を提案する場合

価格評価点は、市が示す指定管理料提示額を上限額とし、原則その70%を履行確保の確認を要する額として設定し、価格評価点の最高点とする。履行確保の確認を要する額以下の提案額については、その提案額の現実性を確認した上で有効とし、評価点は一律とする。

$$\text{○ 価格評価点} = \text{履行確保の確認を要する額} / \text{提案額} \times \text{価格評価への配点}$$

(例) 価格評価への配点が50点、市提示額が1,000万円、提案額が900万円の場合

$$\begin{aligned}\text{価格評価点} &= (1,000\text{万円} \times 70\%) / 900\text{万円} \times 50\text{点} \\ &= 38.88\text{点}\end{aligned}$$

### <次ページへ>

## 2) 市への納付額を提案する場合

【利用料金制を適用しており、指定管理者が収受する年間の利用料金の合計額が、指定管理者が支出する年間の経費の合計額を上回る場合】

価格評価点は、市が示す基本納付額を下限額とし、履行確保の確認を要する額（※）を設定して、価格評価点の最高点とする。履行確保の確認を要する額以上の提案額については、その提案額の現実性を確認した上で有効とし、評価点は一律とする。

なお、市への基本納付額と提案額が同額の場合、価格評価への配点の70%の評価点とし、提案額が基本納付額を上回るごとに、配点を加点する。

$$\text{○ 価格評価点} = \frac{\text{価格評価への配点} \times 70\% + \text{価格評価への配点} \times 30\% \times (\text{提案額} - \text{基本納付額})}{(\text{履行確保の確認を要する額} - \text{基本納付額})}$$

$$\begin{aligned}\text{※ } & \text{履行確保の確認を要する額} \\ &= \text{市が想定する利用料金収入} - (\text{市が想定する管理経費} \times 70\%) \end{aligned}$$

(例) 条件① 価格評価への配点が50点

条件② 市が想定する利用料金収入が3,000万円、管理経費が2,000万円で  
基本納付額が1,000万円

$$\begin{aligned}\rightarrow & \text{履行確保の確認を要する額} = 3,000\text{万円} - (2,000\text{万円} \times 70\%) \\ &= 1,600\text{万円} \end{aligned}$$

**提案例① 提案額が1,000万円の場合【提案額が基本納付額と同額の場合】**

$$\begin{aligned}& \text{価格評価点} = 50\text{点} \times 70\% \\ &= 35\text{点} \end{aligned}$$

**提案例② 提案額が1,200万円の場合【提案額が基本納付額を200万円上回る場合】**

$$\begin{aligned}& \text{価格評価点} = 50\text{点} \times 70\% + 50\text{点} \times 30\% \times 200\text{万円} / 600\text{万円} \\ &= 35\text{点} + 5\text{点} \\ &= 40\text{点} \end{aligned}$$

**提案例③ 提案額が1,300万円の場合【提案額が基本納付額を300万円上回る場合】**

$$\begin{aligned}& \text{価格評価点} = 50\text{点} \times 70\% + 50\text{点} \times 30\% \times 300\text{万円} / 600\text{万円} \\ &= 35\text{点} + 7.5\text{点} \\ &= 42.5\text{点} \end{aligned}$$

## 2. 外郭団体の公募への参加の考え方について

外郭団体と民間事業者等との選定評価におけるイコール・フッティングについては、市の人的・財政的支援の影響額を加算した評価用の指定管理料提案額を算出し、比較・評価することにより確保するものとする。

※評価用の指定管理料提案額は、実際に支払われる指定管理料とは異なる。

1) 対象とする人的支援

⇒ 市において人件費の負担を行っている派遣職員

2) 対象とする財政的支援

⇒ 団体の持続的な運営を支援する等の目的から支出される運営補助金等

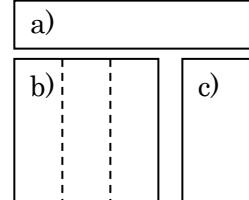
<影響額の加算についての考え方> (現在管理している施設が公募される場合)

1) 外郭団体の事業費区分の確認

外郭団体の全体事業費を以下の区分に分類し、確認・計算する。なお、確認・計算には、当該選定年度の予算額を用いる。

- a) 直接事業を行っていない管理・間接業務にかかる事業費
- b) c)をのぞく、他の業務にかかる事業費
- c) 指定管理事業にかかる事業費

(注: 利用料金制の場合、指定管理料と一致しない)



\* 全体事業費=a)+b)+c)

2) 事業費区分ごとの影響額の加算の考え方

人的・財政的支援の影響額を加算する場合、1)で確認した区分ごとに、以下の考え方を用いる。

- a) 直接事業を行っていない管理・間接業務にかかるもの

⇒全体の業務に関連するので、指定管理事業の割合に応じて按分し加算する

\*指定管理事業の割合 : [ c ) / ( b ) + c ) ]

- b) c)をのぞく、他の業務にかかるもの

⇒当該指定管理業務と関連がないため、すべて加算しない

- c) 指定管理事業にかかるもの

⇒当該指定管理業務そのものなので、すべて加算する

\*派遣職員については、管理部門での従事は原則a)の区分に当たるものとして取り扱う。なお、各業務への従事割合については、3)を参照のこと。

\*運営補助金等については、原則a)の区分に当たるものとして取り扱う。

3) 人的支援の影響額加算における従事割合の認定について

人的支援の影響額加算に当たっては、対象となる派遣職員が上記a)b)c)の区分のそれぞれにどのような割合で従事しているかを認定する。認定した割合に応じて、それぞれの区分にかかる人件費を算定し、評価用の指定管理料提案額に加算すべき人件費を算出する。なお、算定には標準人件費を用いる。

EX) A 氏 (管理職: 標準人件費 1000 万)

統括部門に勤務し、管理事業のみに従事

⇒管理事業への従事割合 a) 100%、指定管理事業の割合 [ c ) / ( b ) + c ) ] 30%

= 300 万円を指定管理料提案額に加算し、評価用の指定管理料提案額とする。

B 氏 (管理職: 標準人件費 1000 万)

統括部門に勤務し、管理事業と指定管理以外のその他の事業に従事 (5:5)

⇒管理事業と指定管理以外のその他の事業への従事割合 a) 50%, b) 50%

a)50%の部分は事業費の割合に応じて按分し加算する [ c ) / ( b ) + c ) ] 30%

b)50%の部分は加算しない。

= 150 万円を指定管理料提案額に加算し、評価用の指定管理料提案額とする。

